

平成 23 年度
佐久市議会「議会報告・意見交換会」開催要項

1 開催趣旨

市民のためのまちづくりを実現するためには、二元代表制の合議機関である議会はその役割を適切に果たすことはもとより、市民にさらに信頼される身近で開かれた存在となっていく必要がある。佐久市議会では、議会活動の状況を地域に出向いて市民に直接報告・説明し、積極的な情報提供に努めるとともに、議会活動や市政に対する意見などを直接聴取し、市民と意見交換する具体的な機会として、「議会報告・意見交換会」を開催する。

加えて、この機会を通じて得た意見・情報等は、精査分別を行い議会における対応方針を定めるとともに、政策形成に生かしていくものとする。

2 実施時期・開催回数・開催単位及び会場

①平成23年度は、試行的な取り組みとして9月議会終了後に1回開催するものとし、来年度以降については、本年度の結果を踏まえて実施時期・開催回数の協議をする。

②開催単位は、浅間、野沢、中込、東、臼田、浅科、望月の7地区とする。

③本年度の日程、会場等については、以下のとおりとする。

日 時	地区	会 場	備考
10月 8日(土)	浅間	長野県佐久勤労者福祉センター	
9日(日)	野沢	野沢会館	
15日(土)	望月	駒の里ふれあいセンター	
16日(日)	浅科	浅科福祉センター	
22日(土)	東	東会館	
23日(日)	中込	佐久市役所	
30日(日)	臼田	あいとぴあ臼田	

④開催時間はいずれの会場も、午後7時から9時までのおおむね2時間とする。
(受付開始：午後6時30分)

3 班編成及び班構成

①会場ごと8人単位の班編成とし、開催地区出身議員の外、各常任・特別委員会の構成平準化を考慮して応援議員を配置する。

②班に運営責任者を置き、運営責任者は広報広聴特別委員会広聴部会員を充てる。

③班には、必要に応じて運営責任者が指名して運営責任者補佐役を置くことができる。

4 報告・意見交換会役割分担

①運営責任者は、関係地区区長の連絡調整、及び開催会場の設営・運営を総括し、司会進行を務める。

- ② 主な役割は、受付担当・あいさつ担当・報告担当（総務文教・経済建設・社会・高速交通網・地域医療問題・議会改革・広報広聴の各委員7名）・答弁担当（報告担当が兼ねるほか、必要に応じて各委員会委員）・会場マイク担当・記録担当とし、会場設営は全員で行うものとする。
- ③ 会場の利用予約・確保、必要備品等（会場横断幕、議員名札、ボイスレコーダー、受付簿、消耗品類）の準備調達は議会事務局が行う。

5 報告の内容

- ① 平成22年度決算審議を中心とした総務文教・経済建設・社会の各常任委員会における審議状況
- ② 高速交通網・地域医療問題・議会改革・広報広聴の各特別委員会の活動状況
- ③ 財政指標の状況（総務文教委員会報告の中で併せて行う）

6 意見交換の内容

- ① 本年度は特定のテーマは定めず、「市政・議会運営」の全般について、参加者から意見を求めるものとする。
- ② 参加者からの意見が少ない場合は、議会から課題を提供することもできる。

7 開催方法

- ① 佐久市議会が主催する。

8 周知方法等

- ① 議会ホームページに開催要項等を掲載する。
- ② 開催のお知らせ回覧チラシの配布を各区長に依頼する。
なお、依頼にあたっては、開催地区出身議員が主体となって、直接区長に依頼する。
- ③ 「広報佐久」に開催日時・会場を掲載する。
- ④ 各地区単位の回覧チラシをおおむね10日前を目安に別途各区長に送付する。
- ⑤ 「佐久ケーブルテレビ」及び「FMさくいだいら」で、広報広聴特別委員長が開催告知を行う。

9 記録

- ① 報告・意見交換会の記録は、参加者からの意見・要望、及び議員の答弁を要点記録とする。

10 報告・意見交換会次第

報告・意見交換会の次第は、次のとおりとし、開催時間はおおむね2時間とする。

- ① 開会あいさつ（開催趣旨説明を兼ねる）
- ② 自己紹介（出席議員、事務局全員、報告発言順に行う。）
- ③ 議会報告（「5 報告内容」による。持ち時間は常任委員会各7分以内、特別

委員会各3分以内、計40分以内)

- ④報告に対する質疑応答
- ⑤意見交換
- ⑥閉会あいさつ（まとめ）

11 資料等

- ①参加者へ配付する資料は、全会場共通のものとし、式次第、及び各常任・特別委員会において統一様式（常任A3一枚、特別A4一枚）により作成した資料とする。ただし、財政指標等に関する資料は別様式で作成するものとする。
- ②各会場単位で報告・意見交換会に関するアンケート調査を実施する。
（年代・性別・出身地区、報告内容に関する意見（内容・時間・資料・全体評価）、及び自由意見）

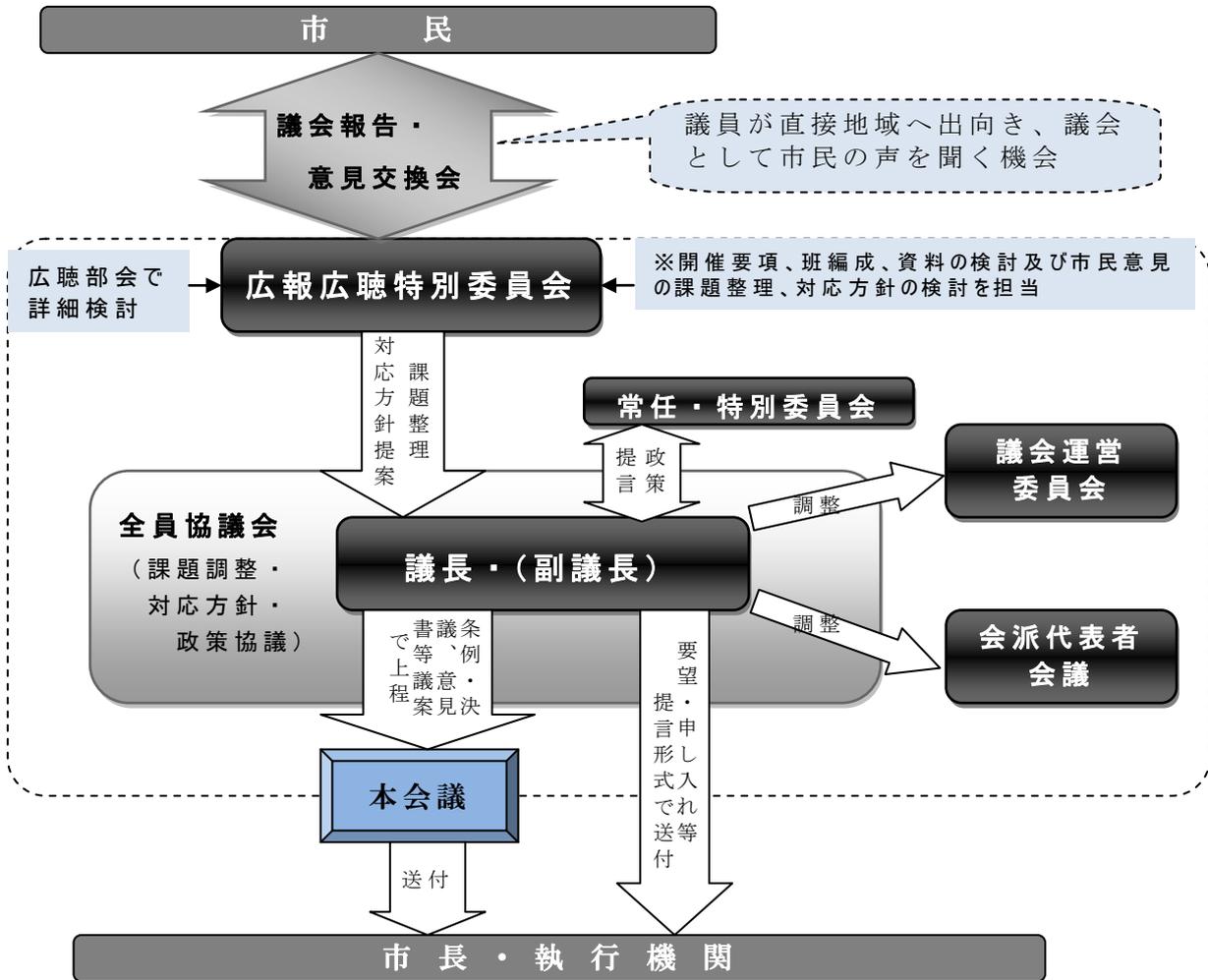
12 報告・意見交換会の進め方の留意点

- ①各班は、説明資料を踏まえ、事前に打ち合わせを行うものとする。
- ②報告・意見交換会の趣旨は、議会活動の状況を報告し、聴取した市民意見を整理分別の上、議会内での議論・政策形成につなげていくことにあることから、議員は基本姿勢として「市民の意見・要望等の意図・真意をお聞きする」姿勢で臨むものとする。
- ③質問・意見に対して答弁を求められた際、議会としての考え方や議論の経過などについて、一定の説明責任を果たすよう努めるものとし、市民から執行機関の立場と混同したとらえ方をされぬように十分留意するものとする。
- ④本会は、佐久市議会が主催し、かつ、議会が合議機関として決定・確認した事項をもって実施するものであることから、議員個人や会派の見解等を述べる場ではない。ただし、議会における議論の経過等において議員個人の見解を述べる必要が生じた場合は、議会の構成員として良識ある言動に努めるものとする。
- ⑤参加者からの発言は、より多くの方が発言できるよう運営に配慮する。

13 意見等の整理・検討

- ①各班は、報告・意見交換会の事後評価・総括を行い、報告様式により広報広聴特別委員長に提出するものとする。
- ②各班で総括された意見・要望及び答弁内容は、広聴部会で集約し、広報広聴特別委員会で精査分別の上、議会における対応方針（各委員会へ付すもの、市長部局へ伝達するもの等）を協議し、その結果を議長に報告するものとする。
- ③議長は、広報広聴特別委員会からの対応方針等の報告を踏まえ、適切に対処するものとする。
- ④対応方針等については、議会ホームページ、及び最寄りの議会だよりに掲載・公表するものとする。

議会報告・意見交換会における市民意見の反映について



※上記のフロー図は平成23年度版であり、本年度の議会報告・意見交換会の結果により、来年度に向けて再検討を行う。